

# 評価手続中事業（H15年度評価）の完了後の事後評価結果一覧表

〔その他施設費〕

【官庁営繕事業】

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
敦賀駅前合同庁舎 (H9年～H11年) 近畿地方整備局	5年以内	12	(費用対効果の分析の算定基礎となった要因の変化) ・特に無し。 ・B/C 1.1 (B:1,913百万円、C:1,676百万円) (事業の効果の発現状況) ・建物の老朽及び狭隘が解消が図られている 延べ面積 旧庁舎 1,544㎡ 新庁舎 2,884㎡ ・官署を集約・合同化することで利用者の利便性の向上、公務効率の増進が図られている ・庁舎敷地の有効活用が図られている ・職員の7割以上が執務環境について向上したと評価している (事業実施による環境の変化) ・女関前に遊歩道を設け周辺環境に寄与している (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業効果の発現が概ね十分であるといえるため、さらなる事後評価の必要はない (改善措置の必要性) ・特に必要ない (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし	対応なし	近畿地方整備局 営繕部計画課 (課長 光井 裕二)
神戸防災合同庁舎 (H10年～H11年) 近畿地方整備局	5年以内	32	(費用対効果の分析の算定基礎となった要因の変化) ・特に無し。 ・B/C 1.1 (B:6,066百万円、C:5,487百万円) (事業の効果の発現状況) ・建物の老朽及び狭隘が解消が図られている 延べ面積 旧庁舎 4,028㎡ 新庁舎 6,144㎡ ・官署を集約・合同化することで利用者の利便性の向上、公務効率の増進が図られている ・庁舎敷地の有効活用が図られている ・職員の7割以上が執務環境について向上したと評価している (事業実施による環境の変化) ・特になし (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業効果の発現が概ね十分であるといえるため、さらなる事後評価の必要はない (改善措置の必要性) ・特に必要ない (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし	対応なし	近畿地方整備局 営繕部計画課 (課長 光井 裕二)
小倉税務署 (H8年～H10年) 九州地方整備局	5年以内	12	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・特に無し。 (事業の効果の発現状況) ・事業の効果：B/C 1.0 (B:3,608百万円、C:3,596百万円) ・定性的な評価：来庁者及び勤務職員に対するアンケート調査の結果、概ね満足しているとの結果が得られている。 (事業実施による環境の変化) ・周辺への環境影響はない(事業の妥当性)。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性) ・事業の効果の発現は、総合的に評価すると、概ね十分で今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・今回の評価結果を踏まえ、今後も計画的な庁舎の整備を行う。また、今後の施設整備においては、良好な執務環境の確保について十分配慮する。なお、評価手法については、適切なシステムを確立するように努力する。	対応なし	九州地方整備局 営繕部計画課 (課長 嶋津 伸一)
大分県警察学校・機動隊 (H8年～H10年) 九州地方整備局	5年以内	33	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・特に無し。 (事業の効果の発現状況) ・事業の効果：B/C 1.5 (B:8,213百万円、C:5,359百万円) ・定性的な評価：勤務職員に対するアンケート調査の結果、概ね満足しているとの結果が得られている。 (事業実施による環境の変化) ・周辺への環境影響はない(事業の妥当性)。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性) ・事業の効果の発現は、総合的に評価すると、概ね十分で今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・今回の評価結果を踏まえ、今後も計画的な庁舎の整備を行う。また、今後の施設整備においては、建物内のサイン計画に十分配慮する。なお、防犯対策について十分配慮する。	対応なし	九州地方整備局 営繕部計画課 (課長 嶋津 伸一)

九州農業試験場 畑地 利用部 (H9年～H10年) 九州地方整備局	5年以内	11	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・特に無し。 (事業の効果の発現状況) ・事業の効果：B/C 5.8 (B:8,089百万円、C:1,406百万円) (事業実施による環境の変化) ・周辺への環境影響はない(事業の妥当性)。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性) ・事業の効果の発現は、総合的に評価すると、概ね十分で今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・今回の評価結果を踏まえ、今後も計画的な庁舎の整備を行う。	対応なし	九州地方整備局 管轄部計画課 (課長 嶋津 伸一)
--	------	----	--	------	---------------------------------